



山形県公報

平成21年6月12日(金)
第2050号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 予算の公表……………(財政課)…723
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁福祉課)…731
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同)…732
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課)…同
- 土地改良区の管理規程の変更の認可……………(同)…同
- 県道の供用の開始……………(置賜総合支庁建設総務課)…733
- 指定管理者の名称の変更……………(庄内総合支庁港湾事務所)…同
- 道路の位置の指定……………(最上総合支庁建築課)…同
- 県証紙売りさばき所の変更……………(出納局)…同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(村山総合支庁地域支援課)…734
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域支援課)…同
- 一般競争入札の公告……………(情報企画課)…735
- 平成21年度狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の期日の変更……………(みどり自然課)…736

## 告 示

### 山形県告示第597号

平成21年3月27日専決処分をした平成20年度山形県一般会計補正予算及び平成20年度山形県特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成21年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 平成20年度山形県一般会計補正予算(第9号)

平成20年度山形県の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ747,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ573,720,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

| 款          | 項              | 補正前の額       | 補正額       | 計           |
|------------|----------------|-------------|-----------|-------------|
| 1 県 税      |                | 112,488,000 | 1,212,000 | 113,700,000 |
|            | 1 県 民 税        | 37,122,000  | 62,000    | 37,184,000  |
|            | 2 事 業 税        | 26,641,000  | 628,000   | 27,269,000  |
|            | 3 地 方 消 費 税    | 12,934,000  | 178,000   | 13,112,000  |
|            | 4 不 動 産 取 得 税  | 2,564,000   | 182,000   | 2,746,000   |
|            | 5 県 た ば こ 税    | 2,139,000   | △5,000    | 2,134,000   |
|            | 6 ゴルフ場利用税      | 161,000     | △1,000    | 160,000     |
|            | 7 自 動 車 税      | 17,415,000  | △10,000   | 17,405,000  |
|            | 8 鉱 区 税        | 5,000       |           | 5,000       |
|            | 9 自 動 車 取 得 税  | 3,186,000   | 22,000    | 3,208,000   |
|            | 10 軽油引取税       | 10,099,000  | 162,000   | 10,261,000  |
|            | 11 狩 猟 税       | 34,000      |           | 34,000      |
|            | 12 産 業 廃 棄 物 税 | 188,000     | △6,000    | 182,000     |
| 2 地方消費税清算金 |                | 21,252,000  |           | 21,252,000  |
|            | 1 地方消費税清算金     | 21,252,000  |           | 21,252,000  |
| 3 地方譲与税    |                | 3,450,000   | 62,253    | 3,512,253   |
|            | 1 地方道路譲与税      | 3,174,000   | 38,891    | 3,212,891   |
|            | 2 石油ガス譲与税      | 260,000     | 20,935    | 280,935     |
|            | 3 航空機燃料譲与税     | 16,000      | 2,427     | 18,427      |
| 4 地方特例交付金  |                | 2,012,026   |           | 2,012,026   |
|            | 1 地方特例交付金      | 1,019,042   |           | 1,019,042   |
|            | 2 特別交付金        | 365,077     |           | 365,077     |

|               |                  |             |            |             |
|---------------|------------------|-------------|------------|-------------|
|               | 3 地方税等減収補てん臨時交付金 | 627,907     |            | 627,907     |
| 5 地方交付税       |                  | 188,224,675 | 126,543    | 188,351,218 |
|               | 1 地方交付税          | 188,224,675 | 126,543    | 188,351,218 |
| 6 交通安全対策特別交付金 |                  | 500,000     | 18,326     | 518,326     |
|               | 1 交通安全対策特別交付金    | 500,000     | 18,326     | 518,326     |
| 7 分担金及び負担金    |                  | 2,941,496   |            | 2,941,496   |
|               | 1 分 担 金          | 573,977     |            | 573,977     |
|               | 2 負 担 金          | 2,367,519   |            | 2,367,519   |
| 8 使用料及び手数料    |                  | 8,224,579   |            | 8,224,579   |
|               | 1 使 用 料          | 6,105,046   |            | 6,105,046   |
|               | 2 手 数 料          | 50,118      |            | 50,118      |
|               | 3 県 証 紙 収 入      | 2,069,415   |            | 2,069,415   |
| 9 国庫支出金       |                  | 72,244,937  | 89,400     | 72,334,337  |
|               | 1 国庫負担金          | 23,094,414  |            | 23,094,414  |
|               | 2 国庫補助金          | 48,531,954  | 89,400     | 48,621,354  |
|               | 3 委 託 金          | 618,569     |            | 618,569     |
| 10 財産収入       |                  | 1,131,586   |            | 1,131,586   |
|               | 1 財産運用収入         | 538,951     |            | 538,951     |
|               | 2 財産売払収入         | 592,635     |            | 592,635     |
| 11 寄 附 金      |                  | 117,036     |            | 117,036     |
|               | 1 寄 附 金          | 117,036     |            | 117,036     |
| 12 繰 入 金      |                  | 8,453,563   | △1,463,000 | 6,990,563   |
|               | 1 特別会計繰入金        | 1,394,825   |            | 1,394,825   |
|               | 2 基金繰入金          | 6,841,738   | △1,463,000 | 5,378,738   |

|        |                |             |          |             |
|--------|----------------|-------------|----------|-------------|
|        | 3 公営企業繰入金      | 217,000     |          | 217,000     |
| 13 繰越金 |                | 2,335,437   |          | 2,335,437   |
|        | 1 繰越金          | 2,335,437   |          | 2,335,437   |
| 14 諸収入 |                | 70,682,165  | 65,378   | 70,747,543  |
|        | 1 延滞金、加算金及び過料等 | 237,044     |          | 237,044     |
|        | 2 県預金利子        | 95,000      |          | 95,000      |
|        | 3 公営企業貸付金元利収入  | 2,000,000   |          | 2,000,000   |
|        | 4 貸付金元利収入      | 60,019,074  |          | 60,019,074  |
|        | 5 受託事業収入       | 703,601     |          | 703,601     |
|        | 6 収益事業収入       | 2,650,224   | 65,378   | 2,715,602   |
|        | 7 利子割精算金収入     | 3,234       |          | 3,234       |
|        | 8 雑収入          | 4,973,988   |          | 4,973,988   |
| 15 県債  |                | 80,409,500  | △857,900 | 79,551,600  |
|        | 1 県債           | 80,409,500  | △857,900 | 79,551,600  |
| 歳入合計   |                | 574,467,000 | △747,000 | 573,720,000 |

## 歳出

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|-------|---------|------------|--------|------------|
| 1 議会費 |         | 1,087,801  |        | 1,087,801  |
|       | 1 議会費   | 1,087,801  |        | 1,087,801  |
| 2 総務費 |         | 36,688,074 | 64,858 | 36,752,932 |
|       | 1 総務管理費 | 21,500,075 | 64,858 | 21,564,933 |
|       | 2 企画費   | 5,961,506  |        | 5,961,506  |
|       | 3 徴税費   | 6,200,882  |        | 6,200,882  |

|          |          |            |  |            |
|----------|----------|------------|--|------------|
|          | 4 市町村振興費 | 995,884    |  | 995,884    |
|          | 5 選挙費    | 757,650    |  | 757,650    |
|          | 6 防災費    | 604,222    |  | 604,222    |
|          | 7 統計調査費  | 394,135    |  | 394,135    |
|          | 8 人事委員会費 | 123,646    |  | 123,646    |
|          | 9 監査委員費  | 150,074    |  | 150,074    |
| 3 民生費    |          | 60,286,438 |  | 60,286,438 |
|          | 1 社会福祉費  | 45,030,996 |  | 45,030,996 |
|          | 2 児童福祉費  | 13,519,984 |  | 13,519,984 |
|          | 3 生活保護費  | 1,721,844  |  | 1,721,844  |
|          | 4 災害救助費  | 13,614     |  | 13,614     |
| 4 衛生費    |          | 21,560,913 |  | 21,560,913 |
|          | 1 公衆衛生費  | 2,305,867  |  | 2,305,867  |
|          | 2 環境衛生費  | 3,496,843  |  | 3,496,843  |
|          | 3 保健所費   | 1,618,520  |  | 1,618,520  |
|          | 4 医薬費    | 14,139,683 |  | 14,139,683 |
| 5 労働費    |          | 9,413,550  |  | 9,413,550  |
|          | 1 労政費    | 985,404    |  | 985,404    |
|          | 2 職業訓練費  | 575,981    |  | 575,981    |
|          | 3 失業対策費  | 7,746,321  |  | 7,746,321  |
|          | 4 労働委員会費 | 105,844    |  | 105,844    |
| 6 農林水産業費 |          | 30,104,870 |  | 30,104,870 |
|          | 1 農業費    | 8,707,956  |  | 8,707,956  |
|          | 2 畜産業費   | 1,334,716  |  | 1,334,716  |

|        |           |             |          |             |
|--------|-----------|-------------|----------|-------------|
|        | 3 農地費     | 12,979,339  |          | 12,979,339  |
|        | 4 林業費     | 5,579,539   |          | 5,579,539   |
|        | 5 水産業費    | 1,503,320   |          | 1,503,320   |
| 7 商工費  |           | 58,657,447  |          | 58,657,447  |
|        | 1 商業費     | 54,745,926  |          | 54,745,926  |
|        | 2 工鉱業費    | 3,429,434   |          | 3,429,434   |
|        | 3 観光費     | 482,087     |          | 482,087     |
| 8 土木費  |           | 84,100,598  | △345,440 | 83,755,158  |
|        | 1 土木管理費   | 3,233,267   |          | 3,233,267   |
|        | 2 道路橋りょう費 | 50,748,016  | △345,440 | 50,402,576  |
|        | 3 河川海岸費   | 15,342,033  |          | 15,342,033  |
|        | 4 港湾費     | 4,156,108   |          | 4,156,108   |
|        | 5 都市計画費   | 7,810,260   |          | 7,810,260   |
|        | 6 住宅費     | 2,810,914   |          | 2,810,914   |
| 9 警察費  |           | 27,827,757  | 3,630    | 27,831,387  |
|        | 1 警察管理費   | 26,097,468  | 3,630    | 26,101,098  |
|        | 2 警察活動費   | 1,730,289   |          | 1,730,289   |
| 10 教育費 |           | 120,137,349 | △332,782 | 119,804,567 |
|        | 1 教育総務費   | 10,752,674  | △31,704  | 10,720,970  |
|        | 2 小学校費    | 46,199,135  | △125,524 | 46,073,611  |
|        | 3 中学校費    | 24,442,225  | △67,458  | 24,374,767  |
|        | 4 高等学校費   | 27,597,874  | △58,759  | 27,539,115  |
|        | 5 特別支援学校費 | 8,304,434   | △49,337  | 8,255,097   |
|        | 6 大学費     | 1,542,401   |          | 1,542,401   |

|          |               |             |          |             |
|----------|---------------|-------------|----------|-------------|
|          | 7 社会教育費       | 628,707     |          | 628,707     |
|          | 8 保健体育費       | 669,899     |          | 669,899     |
| 11 災害復旧費 |               | 1,685,227   |          | 1,685,227   |
|          | 1 農林水産施設災害復旧費 | 444,240     |          | 444,240     |
|          | 2 公共土木施設災害復旧費 | 1,240,987   |          | 1,240,987   |
| 12 公債費   |               | 94,627,806  | △137,266 | 94,490,540  |
|          | 1 公債費         | 94,627,806  | △137,266 | 94,490,540  |
| 13 諸支出金  |               | 28,239,170  |          | 28,239,170  |
|          | 2 公営企業貸付金     | 2,000,000   |          | 2,000,000   |
|          | 3 地方消費税清算金    | 12,554,188  |          | 12,554,188  |
|          | 4 利子割交付金      | 562,439     |          | 562,439     |
|          | 5 配当割交付金      | 145,581     |          | 145,581     |
|          | 6 株式等譲渡所得割交付金 | 38,380      |          | 38,380      |
|          | 7 地方消費税交付金    | 10,682,176  |          | 10,682,176  |
|          | 8 ゴルフ場利用税交付金  | 113,558     |          | 113,558     |
|          | 10 自動車取得税交付金  | 2,139,134   |          | 2,139,134   |
|          | 11 利子割精算金     | 3,714       |          | 3,714       |
| 14 予備費   |               | 50,000      |          | 50,000      |
|          | 1 予備費         | 50,000      |          | 50,000      |
| 歳出合計     |               | 574,467,000 | △747,000 | 573,720,000 |

## 第2表 地方債補正

## 1 変更

## (1) 限度額の変更

| 起債の目的          | 補正前の限度額         | 補正後の限度額         |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 減収補てん          | 千円<br>3,100,000 | 千円<br>2,200,000 |
| 自然公園整備事業       | 18,400          | 23,100          |
| 農林公共事業         | 2,890,500       | 2,915,400       |
| 農業大学校整備事業      | 65,900          | 62,200          |
| 土木公共事業         | 18,721,500      | 18,707,000      |
| 県営住宅建設事業       | 76,500          | 70,400          |
| 公共土木災害復旧事業（現年） | 254,600         | 254,100         |
| 土地区画整理事業       | 145,800         | 160,800         |
| 自然災害防止事業       | 1,579,700       | 1,579,400       |
| 市町村合併支援道路整備事業  | 4,229,100       | 4,237,700       |
| 臨時道路整備事業       | 10,547,200      | 10,834,200      |
| 学校教育施設等整備事業    | 83,800          | 81,400          |
| 公共施設等耐震化事業     | 1,211,300       | 1,199,200       |
| 臨時高等学校整備事業     | 830,700         | 828,900         |
| 退職手当           | 3,999,300       | 3,736,000       |
| 交通安全施設整備事業     | 217,500         | 223,600         |
| 警察庁舎整備事業       | 101,700         | 102,200         |

## 2 平成20年度山形県公債管理特別会計補正予算（第2号）

平成20年度山形県の公債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ74,969千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ180,062,775千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

| 款     | 項         | 補正前の額       | 補正額     | 計           |
|-------|-----------|-------------|---------|-------------|
| 1 繰入金 |           | 94,400,744  | △74,969 | 94,325,775  |
|       | 1 一般会計繰入金 | 94,400,744  | △74,969 | 94,325,775  |
| 4 県債  |           | 85,737,000  |         | 85,737,000  |
|       | 1 県債      | 85,737,000  |         | 85,737,000  |
| 歳入合計  |           | 180,137,744 | △74,969 | 180,062,775 |

歳出

(単位：千円)

| 款     | 項     | 補正前の額       | 補正額     | 計           |
|-------|-------|-------------|---------|-------------|
| 1 公債費 |       | 180,137,744 | △74,969 | 180,062,775 |
|       | 1 公債費 | 180,137,744 | △74,969 | 180,062,775 |
| 歳出合計  |       | 180,137,744 | △74,969 | 180,062,775 |

## 山形県告示第598号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）附則第6条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年6月12日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                 | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|--------------------|---------------------------------------------|----------|-------------|
| 有限会社羽前技研           | みらい福祉用具貸与事業所<br>米沢市中央七丁目6番21号<br>佐藤コーポ102号室 | 福祉用具貸与   | 平成21. 5. 20 |
| 有限会社羽前技研           | みらい福祉用具貸与事業所<br>米沢市中央七丁目6番21号<br>佐藤コーポ102号室 | 特定福祉用具販売 | 同           |

**山形県告示第599号**

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）附則第6条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                 | サービスの種類                    | 廃止年月日       |
|----------------------|---------------------------------------------|----------------------------|-------------|
| 有限会社羽前技研             | みらい福祉用具貸与事業所<br>米沢市中央七丁目6番21号<br>佐藤コーポ102号室 | 介 護 予 防<br>福 祉 用 具 貸 与     | 平成21. 5. 20 |
| 有限会社羽前技研             | みらい福祉用具貸与事業所<br>米沢市中央七丁目6番21号<br>佐藤コーポ102号室 | 特 定 介 護 予 防<br>福 祉 用 具 販 売 | 同           |

**山形県告示第600号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
庄内赤川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 認可年月日  
平成21年6月2日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第601号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成21年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
日向川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市市条字村ノ前68番地の1
- 3 変更に係る管理規程の名称  
日向川土地改良区頭首工管理規程
- 4 管理規程の変更の概要  
(1) 許可水利権の内容に従い、かんがい期間を変更した。  
(2) 警戒体制時における措置について規定を整理した。
- 5 認可年月日  
平成21年6月1日
- 6 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第602号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年6月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成21年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大塚米沢線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字堀金字銭神1992番1から  
同 字坂町2417番15まで
- 3 供用開始の期日 平成21年6月12日

**山形県告示第603号**

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）第3条第1項の規定により、第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポットの指定管理者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定管理者の名称及び所在地  
酒田小型船舶安全協会  
酒田市大浜一丁目3番24号
- 2 届出の内容

| 指 定 管 理 者 の 名 称 |            | 変 更 年 月 日   |
|-----------------|------------|-------------|
| 変 更 前           | 変 更 後      |             |
| 酒田小型船舶安全協議会     | 酒田小型船舶安全協会 | 平成21. 5. 17 |

**山形県告示第604号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成21年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道最総建第205号
- 2 指定の場所 新庄市末広町14番61の内
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル  
延長78.8メートル
- 4 指定年月日 平成21年6月3日

**山形県告示第605号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成21年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名                 | 売 り さ ば き 所 の 所 在 地 |       | 承 年 月 日 認 日 |
|--------------------------------------|---------------------|-------|-------------|
|                                      | 変 更 前               | 変 更 後 |             |
| 山形おきたま農業協同組<br>合<br>代表理事理事長<br>鈴木 菊雄 | 西置賜郡飯豊町大字菰生528番地    | 同 左   | 平成21. 6. 4  |
|                                      | 西置賜郡飯豊町椿2888番地      |       |             |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成21年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年6月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人長岡よつば児童クラブ
  - (2) 代表者の氏名  
吉田勝一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
天童市中里二丁目2番11号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域において留守家庭などの児童に対して、心身共に健やかに育成されるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、放課後などに必要な遊び及び生活の場が提供されるよう援助する事業を行い、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成21年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年5月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人まごころサービス長井
  - (2) 代表者の氏名  
小松 喜一郎
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長井市館町北6番19号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、一般市民を対象に、「明るく、やさしく、真心で」をモットーとし、助け合いの精神を基に、サービスを必要とする人とサービスができる人とが、共に協力し合って創造的な福祉サービスを提供し、享受され、望ましい地域社会づくりをめざします。また行政と協働した事業の推進を図りながら、生きがいのある

社会を形成して行くことに寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県新給与等システム稼働基盤等提供運用業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 平成21年7月23日（木） 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県新給与等システム稼働基盤等提供運用業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成26年9月30日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 調達をする役務が提供される平成21年10月1日から平成26年9月30日までの期間に相当する料金の総価のうち6箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

- (1)から(6)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(11)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成21年1月27日付け県公報第2013号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。
  - (5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者であること。
  - (6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
  - (7) 共同企業体のすべての構成員が(1)から(3)までの要件を満たしていること。
  - (8) 共同企業体の構成員のうち、機器等の運用又は保守を担当する構成員、機器設置環境を提供する構成員及びデータの抽出又は消去を担当する構成員が(4)の要件を満たしていること。
  - (9) 共同企業体の構成員のうち、回線を提供する構成員が(5)の要件を満たしていること。
  - (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
  - (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総合政策室情報企画課業務企画・開発担当 電話番号023(630)3336

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、3の(4)及び(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(8)、(9)及び(10)に係る事項を証明する書類。以下「証明書等」という。）並びに2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る仕様書その他必要な書類（以下「応札役務仕様書等」という。）を平成21年7月3日（金）午後4時までに4の場所に提出すること。この場合において、証明書等及び応札役務仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等及び応札役務仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書等については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該仕様書等を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Hosting and Operation of Personnel Information System Infrastructure 1 set
- (2) Time-limit for tender : 11:00A.M. July 23, 2009
- (3) Contact point for the notice : Information Planning Division, Comprehensive Policy Office, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-3336

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により実施する平成21年度の狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の期日の一部を次のとおり変更する。

平成21年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

(変更前)

適性試験及び講習の期日及び場所

| 期 日          | 場 所         | 受 験 者 の 居 住 地                       |
|--------------|-------------|-------------------------------------|
| 平成21年8月6日（木） | 庄内総合支庁（本庁舎） | 酒田市（平成17年10月31日における酒田市の区域に限る。）及び三川町 |

(変更後)

適性試験及び講習の期日及び場所

| 期 日          | 場 所         | 受 験 者 の 居 住 地                       |
|--------------|-------------|-------------------------------------|
| 平成21年9月2日（水） | 庄内総合支庁（本庁舎） | 酒田市（平成17年10月31日における酒田市の区域に限る。）及び三川町 |